

「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	新光町地区地区計画
建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 法別表第2(へ)項第1号から第3号まで及び第5号に掲げるもの</p> <p>(2) 新潟市ラブホテル建築等規制条例(昭和59年新潟市条例第1号)第2条第2号に掲げるラブホテル</p> <p>(3) ダンスホールその他これに類するもの</p>
建築物の敷地面積の最低限度	1,000 m ²
壁面の位置の制限	<p>幅員18m道路に接する敷地は道路境界線から5m, 幅員12m道路に接する敷地は道路境界線から2m。</p> <p>ただし, 道路面より高さ2m以下の門又は塀は, この限りでない。</p>
垣又は柵の構造, 高さ, 形状又は材料の制限(高さは道路面からの高さによる)	<p>道路に面する垣又は柵の構造は, 高さ1.2m以下でコンクリート造, コンクリートブロック造, 石造その他これらに類するもの。</p> <p>ただし, 垣又は柵の上にフェンス又は植栽を組み合わせた形状のものは, 高さ2m以下とする。</p> <p>ただし, 門柱, 門扉その他これに類するものは, この限りでない。(*1)</p>

※用語の説明…建築基準法は「法」, 建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については, 建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先 : 新潟市役所 建築行政課 電話:025-226-2849(直通)

*1は、条例第8条に定められている規定です。